

各公立学校長 殿

山形県教育庁スポーツ保健課長

「県立学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応について（通知）」  
における部活動の対応について（通知）

部活動の対応については、令和 4 年 6 月 10 日付け高教第 292 号及び特教第 191 号で通知したところですが、詳細については下記のとおりとしますので、基本的な感染防止対策及び熱中症対策等の安全対策を徹底しながら適切に対応願います。

記

1 6 月 11 日以降の部活動対応

「山形県における運動部活動の在り方に関する方針」に則った活動とするが、感染症対策として、「新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドライン（改訂版 Ver. 4）」の対応に加え、下記の対策等を徹底しながら活動する。

※「新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドライン（改訂版 Ver. 4）」が改訂された場合は改訂版に則ること。

(1) 感染者等が発生した場合の対応

- ① 感染が確認されている場合でも、学校での広がり懸念されないと学校医等が判断した場合、感染者及び濃厚接触者が所属する部活動以外は実施を可とする。
- ② 感染者が発生した部活動は、一旦活動を停止し、部内の感染防止体制等を再確認した上で、保健所や学校医等の助言を踏まえ校長判断で活動を再開することができる。（活動停止期間は 5 日間とは限らない）
- ③ 濃厚接触者が発生した部活動は、PCR 検査等により濃厚接触者の陰性が確認されれば活動を再開することができる。
- ④ クラスターが発生した場合、校内の全部活動を一旦停止し、保健所等の助言を踏まえ、校内での感染拡大の可能性を見極めるとともに、校内の感染防止体制や対策の検証・改善を図ったうえで、部活動を再開できることとする。

(2) 活動時において徹底すべき事項

- ① 「感染防止対策責任者」を配置し、部活動を始める前に「別紙 部活動感染防止対策チェックリスト（令和 4 年 6 月 11 日以降版）」により、感染防止対策の点検を徹底する。

（特に花粉症の疑いや軽度の体調変化<sup>※2</sup>であっても、医療機関受診等呼び掛け）

※ 「感染防止対策責任者」は可能な限り監督と別に配置すること。

※ 風邪症状、腹痛や下痢、倦怠感の他、オミクロン株の特性を踏まえ、発熱はなくとも、咽頭痛（のどの痛み）、鼻汁などの症状がある場合。

- ② プレー中はマスクを外して活動する。その場合、活動に支障のない範囲で身体的距離を確保する。プレー中以外は、特に会話等をするときなどマスクを着用する。気温の上昇等により健康被害が懸念され、マスクを外す場合は、会話（声援含む）を控え、活動に支障がない範囲で身体的距離を確保するなどの対策を徹底する。
- ③ 参加者について、OBや保護者等による指導や観戦を認めるが、感染防止対策の徹底を図ること。  
（主な留意事項）
- ・ マスク着用の徹底（熱中症に十分注意）
  - ・ 検温、健康チェックの実施、連絡先の把握
  - ・ 観戦者の観戦場所の指定（広さに応じて人数の制限や時間帯での入れ替え等を検討）
  - ・ 観戦者の声援禁止
- ④ 部活動に係るクラスターの発生状況等を踏まえ、体育館など屋内の同一場所で複数の部活動が活動する場合には、特に以下の点に留意する。
- ・ 活動場所での密集対策（応援等、直接プレーに関わらない生徒等の制限など）
  - ・ 常時換気（サーキュレーター等の積極活用）、常時換気が難しい場合は30分に1回程度の換気の徹底
  - ・ 更衣室等の時間差及び短時間の利用
  - ・ マスクを外した状態での会話や声援の禁止
- ⑤ 他校との交流について、宿泊を伴う県外\*との交流も可とする。  
※地方公共団体が県境をまたぐ往来の自粛を呼び掛けている地域を除く

（県外交流の際の留意点）

- ・ 学校医等の助言を踏まえた感染防止対策を徹底した上で実施する。（感染防止対策に係る参加校同士のクロスチェック、更衣室の時間差利用や同一控室の利用回避など）
- ・ 移動時も3密の回避、換気の励行といった基本的感染対策を徹底する。
- ・ 往来の前後\*に無料PCR検査や新型コロナ抗原検査キットを活用し、「うつさない」「うつらない」行動を徹底する。  
※往来後の検査については、オミクロン株の特性を踏まえ、活動の3日後、無症状であっても全員が、必ず検査を行うこと。活動から検査実施までの間は、健康観察を徹底し、少しでも体調変化がある場合は、必ず医療機関を受診するよう促すこと。  
※県外の高校等を招へいする場合でも、県内の高校生等については交流の前後に検査を実施すること。

（宿泊の際の留意点）

- ・ 可能な限りシングルルーム対応とする。
- ・ 食事の際は黙食を徹底する。

## 2 その他

この対応は当面の間とし、県内の感染状況により、追加的な対応をする場合は別途通知する。

<担当> 課長補佐 石田 充

TEL : 023-630-2562 FAX : 023-630-2893